（さめの魚体の所持等の制限）

第五十三条　かじき等流し網漁業者は、採捕したさめを所持したときは、次に掲げる行為をしなければならない。ただし、当該かじき等流し網漁業者が日本国外で当該さめの一部を陸揚げした場合は、この限りでない。

一　当該さめの全ての部分（頭部、内臓及び皮を除く。）を陸揚げまでの間、船上において所持すること。

二　当該さめを陸揚げするときに、前号の規定により所持したものを陸揚げすること。

（漁具の制限）

第五十四条　かじき等流し網漁業者は、網目十五センチメートル以下の流し網を使用してはならない。

2　かじき等流し網漁業者は、当該漁業に使用するために当該漁業に係る船舶に流し網を積み込む場合には、その長さ（仕立上がりの状態における浮子綱の長さをいう。）の合計が当該船舶ごとに三十キロメートルを超えてはならない。

3　かじき等流し網漁業者は、二枚以上の網地を重ね合わせた流し網を使用してはならない。

第十二節　東シナ海等かじき等流し網漁業

第五十五条　第三十一条、第五十一条、第五十二条及び前条の規定は、東シナ海等かじき等流し網漁業について準用する。

第十三節　かつお・まぐろ漁業

（塗装しない船舶の使用禁止）

第五十六条　かつお・まぐろ漁業の許可を受けた者（以下「かつお・まぐろ漁業者」という。）は、当該許可に係る船舶の船橋を、別表第七の上欄に掲げる船舶の総トン数ごと及び同表の中欄に掲げる海域ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる色（当該色の表示の方法が定められている場合にあっては、当該色及びその方法）で塗装しなければ、当該船舶を当該漁業に使用してはならない。

2　かつお・まぐろ漁業者は、当該許可が効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに、前項の規定によりした塗装を消さなければならない。

（漁具の制限）

第五十七条　かつお・まぐろ漁業者（浮きはえ縄を使用する者に限る。）は、農林水産大臣が別に定めて告示する海域において、我が国が締結した漁業に関する条約その他の国際約束を実施するために必要な漁具に関する制限として当該海域ごとに農林水産大臣が別に定めて告示するものに違反して操業してはならない。

（削る。）

（新設）

（新設）

（新設）

第九節　遠洋かつお・まぐろ漁業

（塗装しない船舶の使用禁止）

第五十六条　遠洋かつお・まぐろ漁業の許可を受けた者（以下「遠洋かつお・まぐろ漁業者」という。）は、当該許可に係る船舶の船橋の周囲を一メートルの幅で帯状に朱色で塗装しなければ、当該船舶を当該漁業に使用してはならない。

2　遠洋かつお・まぐろ漁業者は、当該許可が効力を失い、又は取り消された場合には、すみやかに、前項の規定によりした塗装を消さなければならない。

（遠洋かつお・まぐろ漁業に係る漁具の制限）

第五十六条の二　遠洋かつお・まぐろ漁業者（浮きはえ縄を使用する者に限る。）は、農林水産大臣が別に定めて告示する海域において、我が国が締結した漁業に関する条約その他の国際約束を実施するために必要な漁具に関する制限として当該海域ごとに農林水産大臣が別に定めて告示するものに違反して操業してはならない。

（大西洋くろまぐろ又はみなみまぐろの漁獲量の割当て）

第五十七条　農林水産大臣は、遠洋かつお・まぐろ漁業者別及びくろまぐろ（大西洋条約海域において採捕されるものに限る。以下本則において「大西洋くろまぐろ」という。）又はみなみまぐろの採捕に従事する船舶別に、大西洋くろまぐろ又はみなみまぐろの年間の漁獲量の限度の割当てを行うものとする。

2　農林水産大臣は、前項の割当てを行おうとするときは、少なくとも次に掲げる事項を勘案して割当ての基準を定め、これに従つて割当てを行わなければならない。

一　大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約又はみなみまぐろの保存のための条約により定められた我が国に対する大西洋くろまぐろ又はみなみまぐろの割当量

二　大西洋くろまぐろ又はみなみまぐろの採捕を行う漁業者及び当該大西洋くろまぐろ又はみなみまぐろの採捕に従事する船舶の操業状況